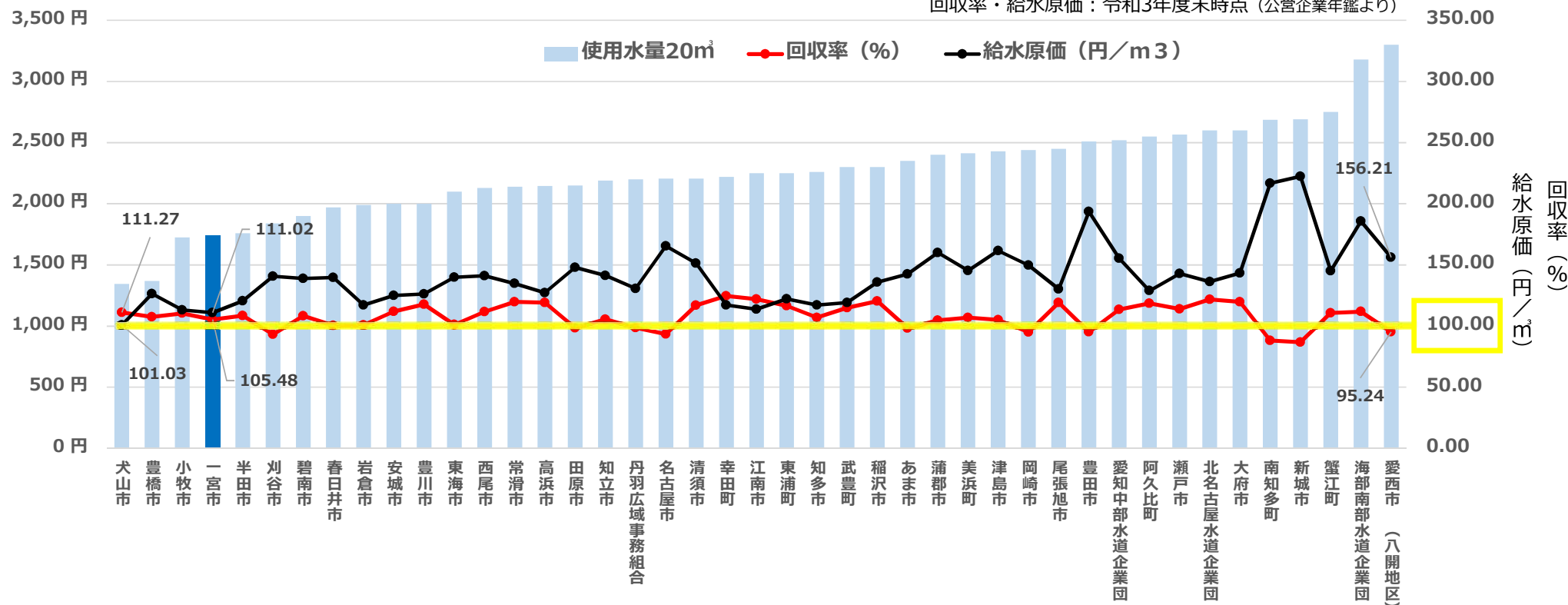


1. 水道事業の概要

1-4-2. 水道料金の県内比較

水道料金：令和5年4月1日時点
 回収率・給水原価：令和3年度末時点（公営企業年鑑より）

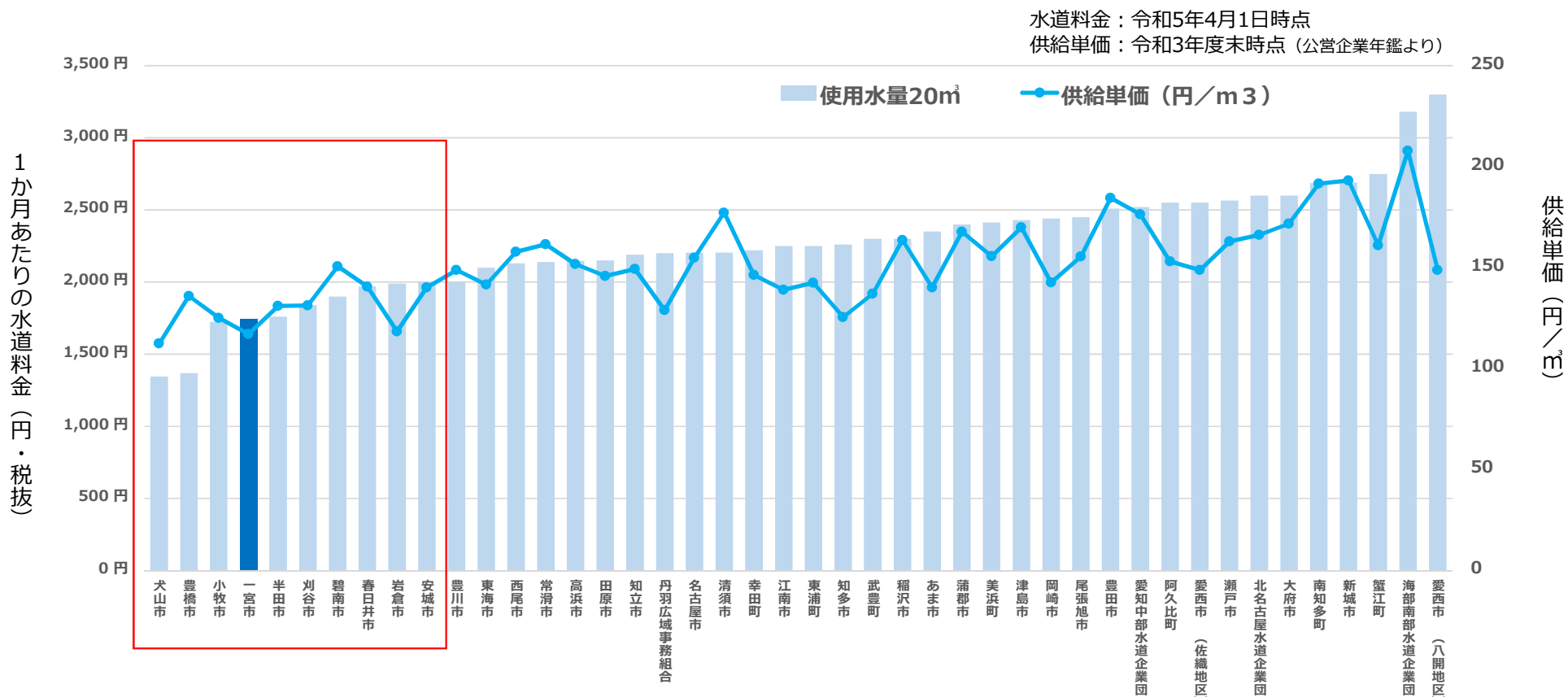
1か月あたりの水道料金（円・税抜）



給水原価：給水にかかる費用／有収水量
 回収率：水道料金による収入／給水にかかる費用
 給水原価、回収率の高い団体ほど料金が低い

1. 水道事業の概要

1-4-2. 水道料金の県内比較



供給単価：水道料金による収益／有収水量

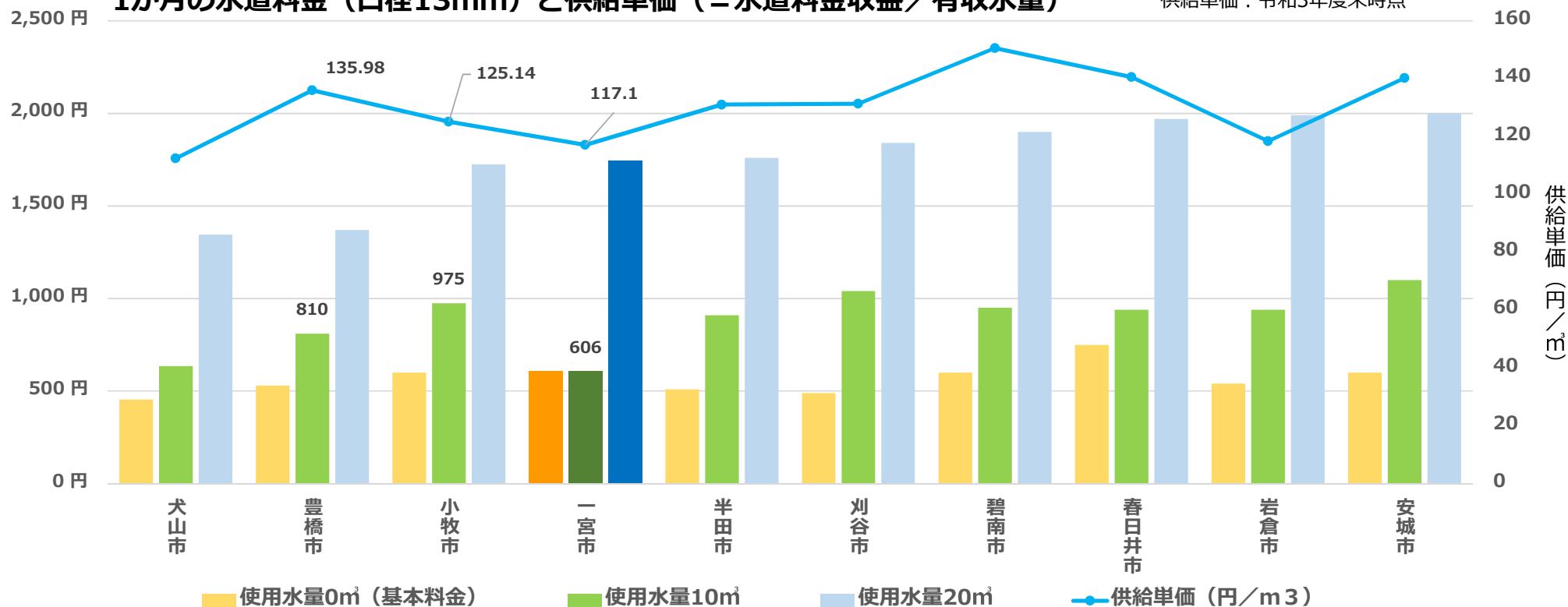
1. 水道事業の概要

1-4-2. 水道料金の県内比較

1か月の水道料金（口径13mm）と供給単価（＝水道料金収益／有収水量）

水道料金：令和5年4月1日時点
供給単価：令和3年度末時点

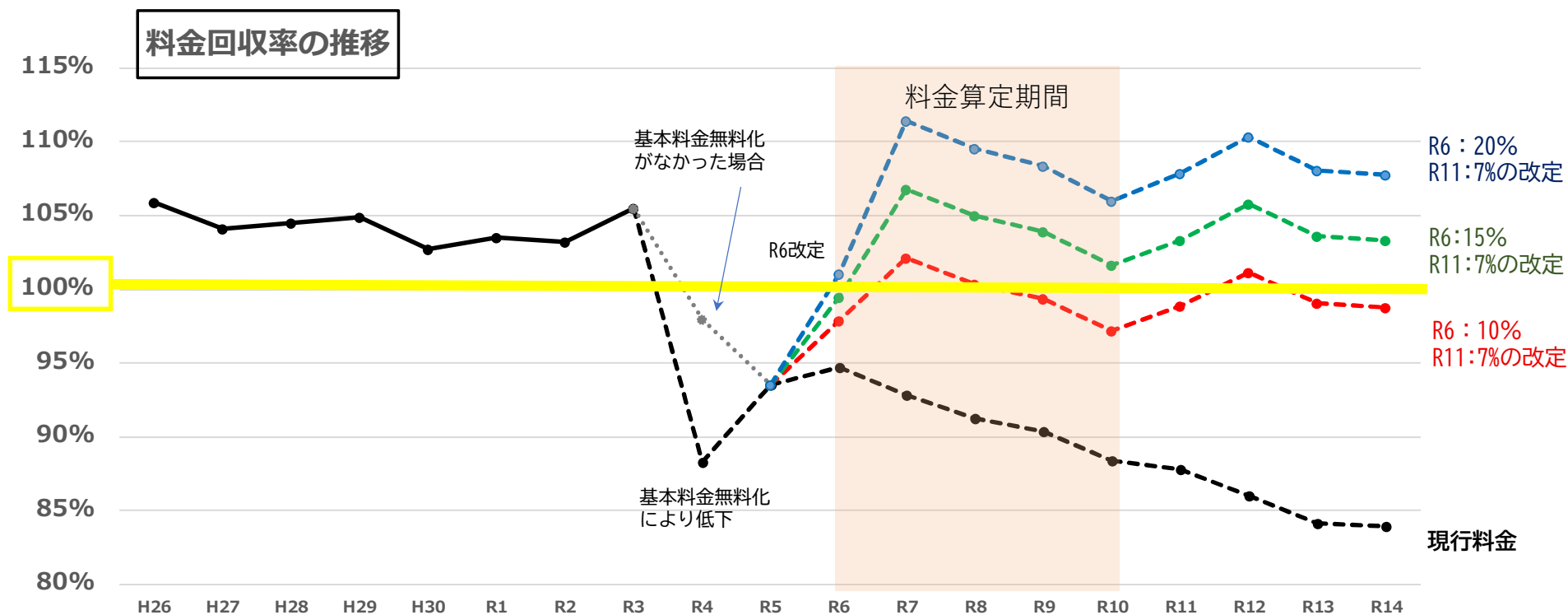
1か月あたりの水道料金（円・税抜）



水道料金（使用水量20m³/月）が一宮市より安い小牧市、豊橋市は1m³あたりの収益が一宮市より大きい

2. 水道事業の経営状況(再掲)

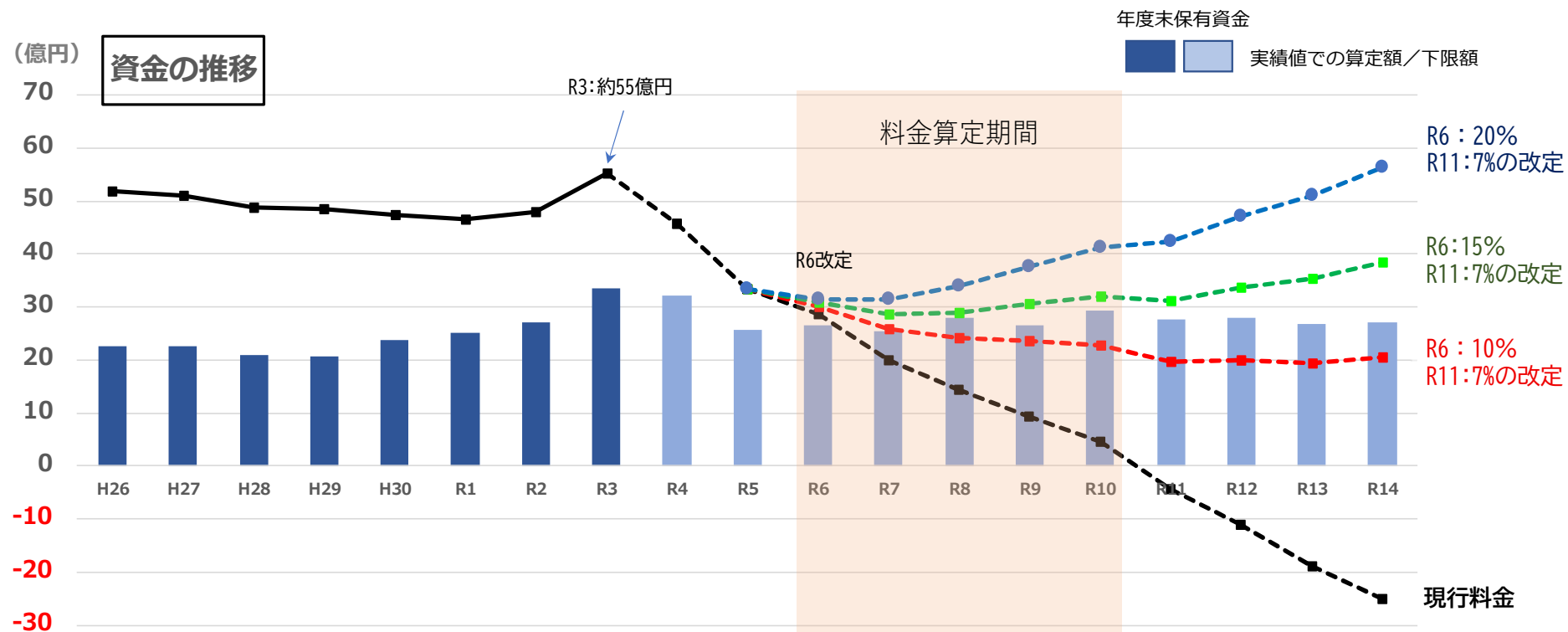
2-2. 今後の経営に大きく影響する要素(人口・水量・収益の減少)



収益（水道料金）の減少から料金回収率の悪化を見込んでいます。

2. 水道事業の経営状況(再掲)

2-2. 今後の経営に大きく影響する要素(人口・水量・収益の減少)



収益(水道料金)の減少から資金の減少を見込んでいます。
 (年度末保有資金下限額 = 年度末の未払金 + 次年度の資本的収支不足額 × 50%)

6. 水道料金の設定

6-1. 料金算定の基本的な考え方

令和6年度から令和10年度までの5年間発生する費用

給水にかかる費用	
料金算定費用 (水道料金で徴収 すべき費用) 236億4,660万円	需要家費 (水道料金の徴収にかかる費用：徴収業務の委託料など) 12億1,197万円
	固定費 (水道の使用量にかかわらず発生する費用：人件費・施設の修繕費・減価償却費など) 155億5,626万円
	変動費 (水道の使用量に関連して発生する費用：電力料などの動力費・浄水のための薬品費・受水費など) 68億7,837万円

6. 水道料金の設定

6-2. 水道の使用状況(水量)

例：1か月あたり15m³の使用

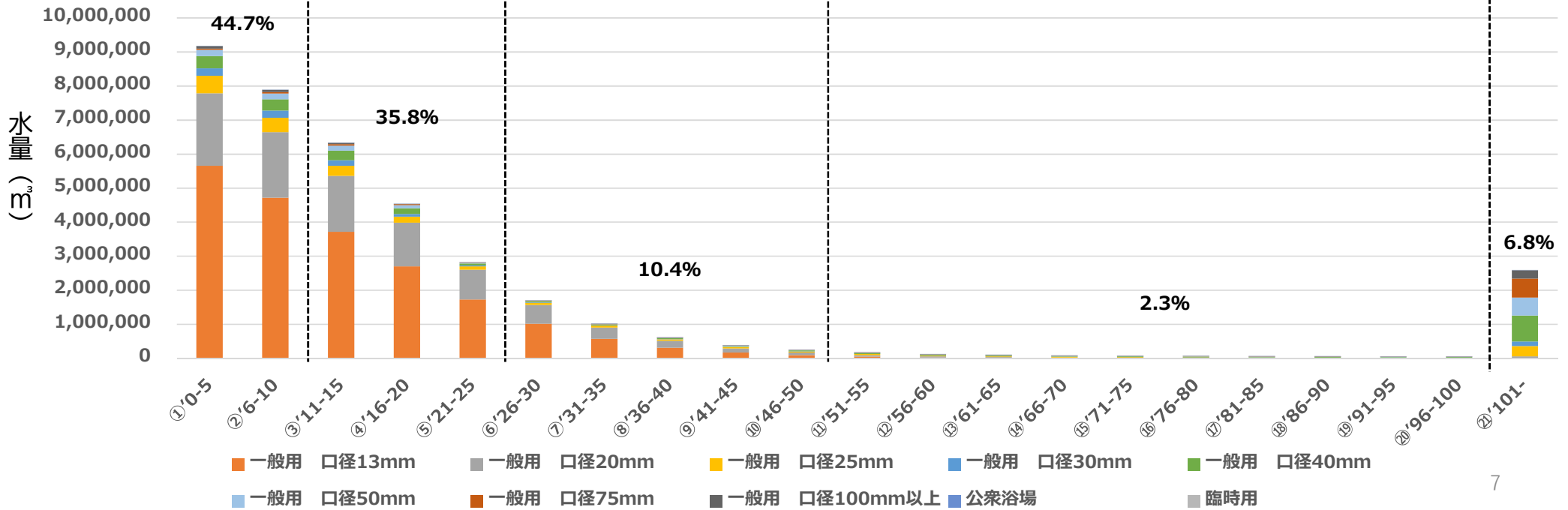
①5m³

②5m³

③5m³

1か月あたりの使用水量帯別の集計（令和3年度検針データより）

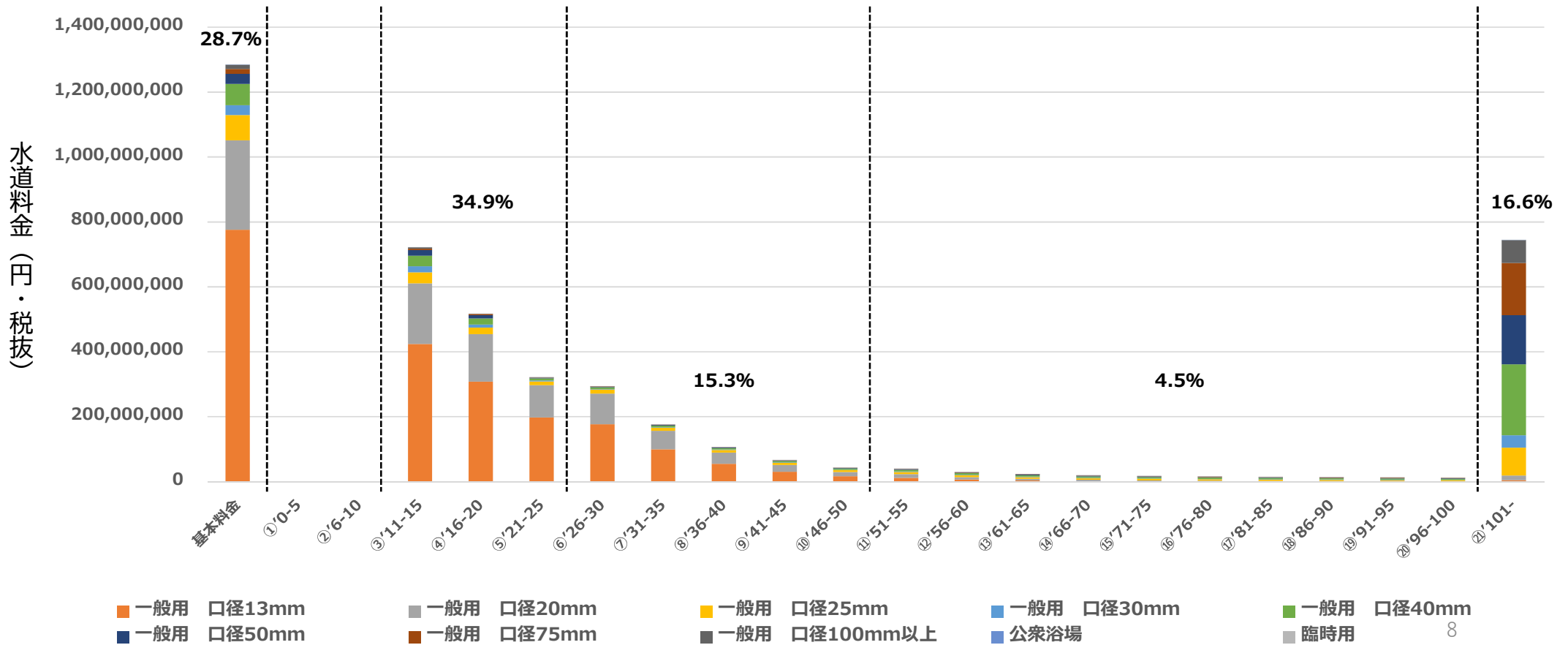
用途別 1m ³ あたりの 従量料金	① 0-5	② 6-10	③ 11-15	④ 16-20	⑤ 21-25	⑥ 26-30	⑦ 31-35	⑧ 36-40	⑨ 41-45	⑩ 46-50	⑪ 51-55	⑫ 56-60	⑬ 61-65	⑭ 66-70	⑮ 71-75	⑯ 76-80	⑰ 81-85	⑱ 86-90	⑲ 91-95	⑳ 96-100	㉑ 101-	
一般用	0円 (基本水量)	114円	173円	229円	287円																	287円
公衆浴場用	0円 (基本水量)																					135円
臨時用	200円																					



6. 水道料金の設定

6-2. 水道の使用状況(料金)

1か月あたりの水道料金=基本料金+使用水量当たりの超過料金



6. 水道料金の設定

6-3. 水道料金の改定パターン①

・一律の改定 15%

●改定後の料金表

一般用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～100		101～	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
口径												
13ミリ	606	(91) 697										
20ミリ	611	(92) 703										
25ミリ	977	(147) 1,124										
30ミリ	1,465	(220) 1,685	0	(0)	114	(17)	173	(26)	229	(34)	287	(43)
40ミリ	2,930	(440) 3,370										
50ミリ	4,102	(615) 4,717										
75ミリ	10,255	(1,538) 11,793										
100ミリ以上	17,433	(2,615) 20,048										
公衆浴場用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	～100		101～							
			現行	改定後	現行	改定後						
	3,739	(561) 4,300	0	(0)	135	(20)	155					
臨時用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後										
			現行	改定後	現行	改定後						
	0	(0) 0	200	(30) 230								

税抜き・円、○内は改定額

●改定後の水道料金

税抜き・円、○内は改定額

単身世帯 (5㎡/月 13mm)		
現行	▶	改定後
606		(91) 697
1家族世帯 (3人) (15㎡/月 13mm)		
現行	▶	改定後
1,176		(176) 1,352
2世帯など (50㎡/月 20mm)		
現行	▶	改定後
6,646		(997) 7,643
事業所など (100㎡/月 40mm)		
現行	▶	改定後
20,415		(3,045) 23,460

目標とする収益を
基本料金で30.1%
超過料金で69.9%
で賄う

(従量水量別)

0-10 ³	0%
11-25 ³	35.4%
26-50 ³	15.6%
51-100 ³	4.5%
101 ³ -	14.4%

6. 水道料金の設定

6-3. 水道料金の改定パターン②

- ・基本料金定率15%
- ・従量料金定額13円

●改定後の料金表

一般用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	~10		11~25		26~50		51~100		101~	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
口径												
13ミリ	606	(91) 697										
20ミリ	611	(92) 703										
25ミリ	977	(147) 1,124										
30ミリ	1,465	(220) 1,685	0	(13) 13	114	(13) 127	173	(13) 186	229	(13) 242	287	(13) 300
40ミリ	2,930	(440) 3,370										
50ミリ	4,102	(615) 4,717										
75ミリ	10,255	(1,538) 11,793										
100ミリ以上	17,433	(2,615) 20,048										
公衆浴場用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	~100		101~							
			現行	改定後	現行	改定後						
	3,739	(561) 4,300	0	(13) 13	135	(13) 148						
臨時用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	現行	改定後								
					0	(0) 0	200	(13) 213				

税抜き・円、()内は改定額

●改定後の水道料金

税抜き・円、()内は改定額

単身世帯 (5m ³ /月 13mm)		
現行		改定後
606	➤	(156) 762
1家族世帯 (3人) (15m ³ /月 13mm)		
現行		改定後
1,176	➤	(286) 1,462
2世帯など (50m ³ /月 20mm)		
現行		改定後
6,646	➤	(742) 7,388
事業所など (100m ³ /月 40mm)		
現行		改定後
20,415	➤	(1,740) 22,155

目標とする収益を
基本料金で30.0%
超過料金で70.0%
で賄う

(従量水量別)

0-10m ³	3.9%
11-25m ³	34.2%
26-50m ³	14.6%
51-100m ³	4.1%
101m ³ -	13.2%

6. 水道料金の設定

6-3. 水道料金の改定パターン③

- ・基本料金定率15%
- ・従量料金 低料金帯側(0-10,11-25)の定額15円

●改定後の料金表

一般用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～100		101～	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
口径												
13ミリ	606	(91) 697										
20ミリ	611	(92) 703										
25ミリ	977	(147) 1,124										
30ミリ	1,465	(220) 1,685	0	(15) 15	114	(15) 129	173	(0) 173	229	(0) 229	287	(0) 287
40ミリ	2,930	(440) 3,370										
50ミリ	4,102	(615) 4,717										
75ミリ	10,255	(1,538) 11,793										
100ミリ以上	17,433	(2,615) 20,048										
公衆浴場用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	～100		101～							
			現行	改定後	現行	改定後						
	3,739	(561) 4,300	0	(15) 15	135	(15) 150						
臨時用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後										
			現行	改定後								
	0	(0) 0	200	(15) 215								

税抜き・円、○内は改定額

●改定後の水道料金

税抜き・円、○内は改定額

単身世帯 (5㎡/月 13mm)		
現行		改定後
606	▶	(166) 772
1家族世帯 (3人) (15㎡/月 13mm)		
現行		改定後
1,176	▶	(316) 1,492
2世帯など (50㎡/月 20mm)		
現行		改定後
6,646	▶	(467) 7,113
事業所など (100㎡/月 40mm)		
現行		改定後
20,415	▶	(815) 21,230

目標とする収益を
基本料金で30.1%
超過料金で69.9%
で賄う

(従量水量別)

0-10 ³	4.5%
11-25 ³	34.9%
26-50 ³	13.8%
51-100 ³	4.0%
101 ³ -	12.7%

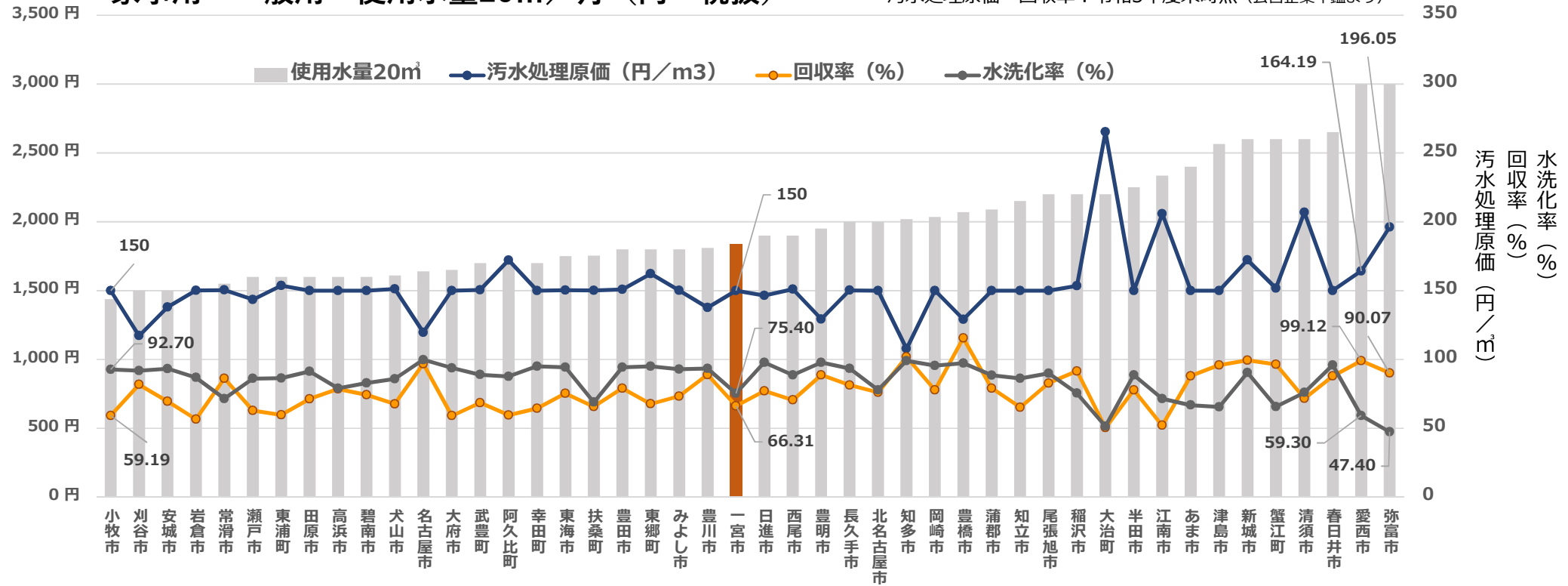
3. 下水道事業の概要

3-5-2. 下水道使用料の県内比較

家事用・一般用・使用水量20m³/月 (円・税抜)

下水道使用料：令和5年4月1日時点
 汚水処理原価・回収率：令和3年度末時点 (公営企業年鑑より)

1か月あたりの下水道使用料 (円・税抜)



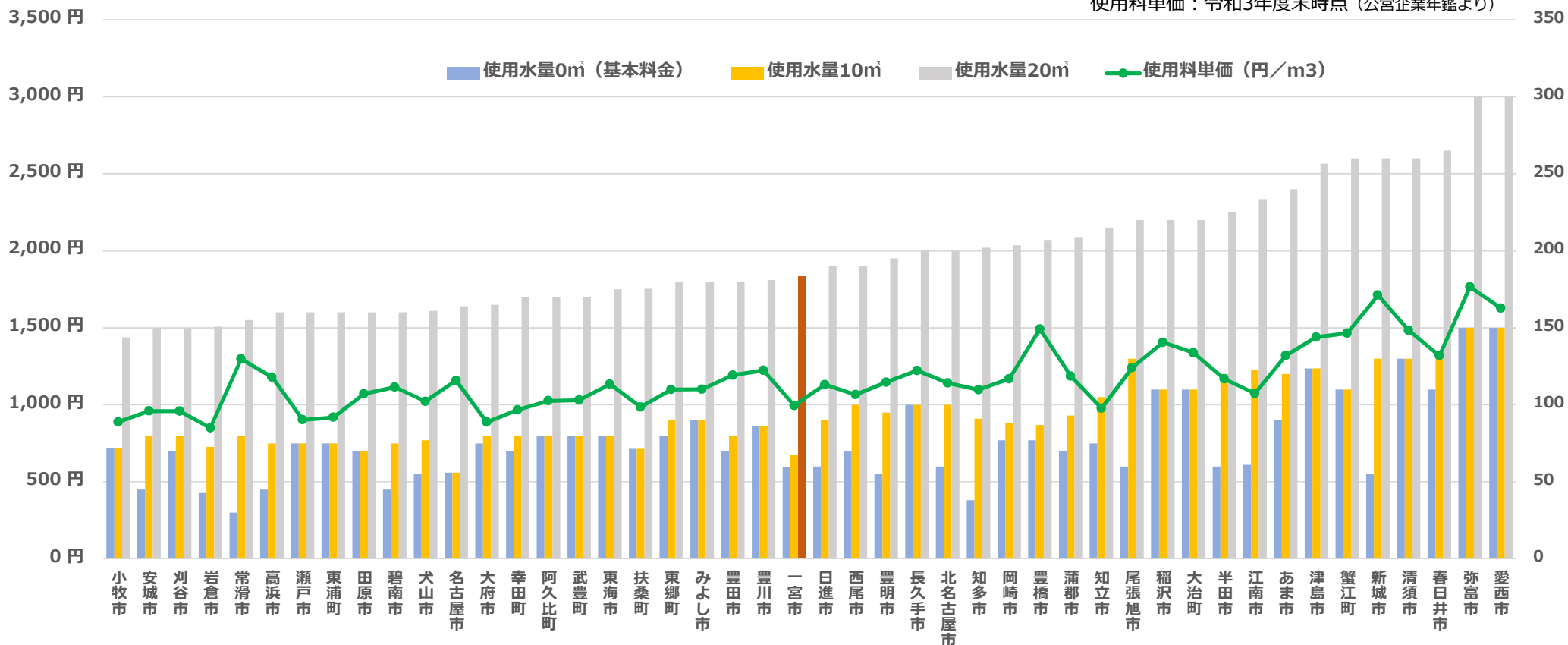
汚水処理原価：下水道使用料で徴収するべき汚水処理にかかる費用／有収水量

回収率：下水道使用料による収入／汚水処理にかかる費用

3. 下水道事業の概要

3-5-2. 下水道使用料の県内比較

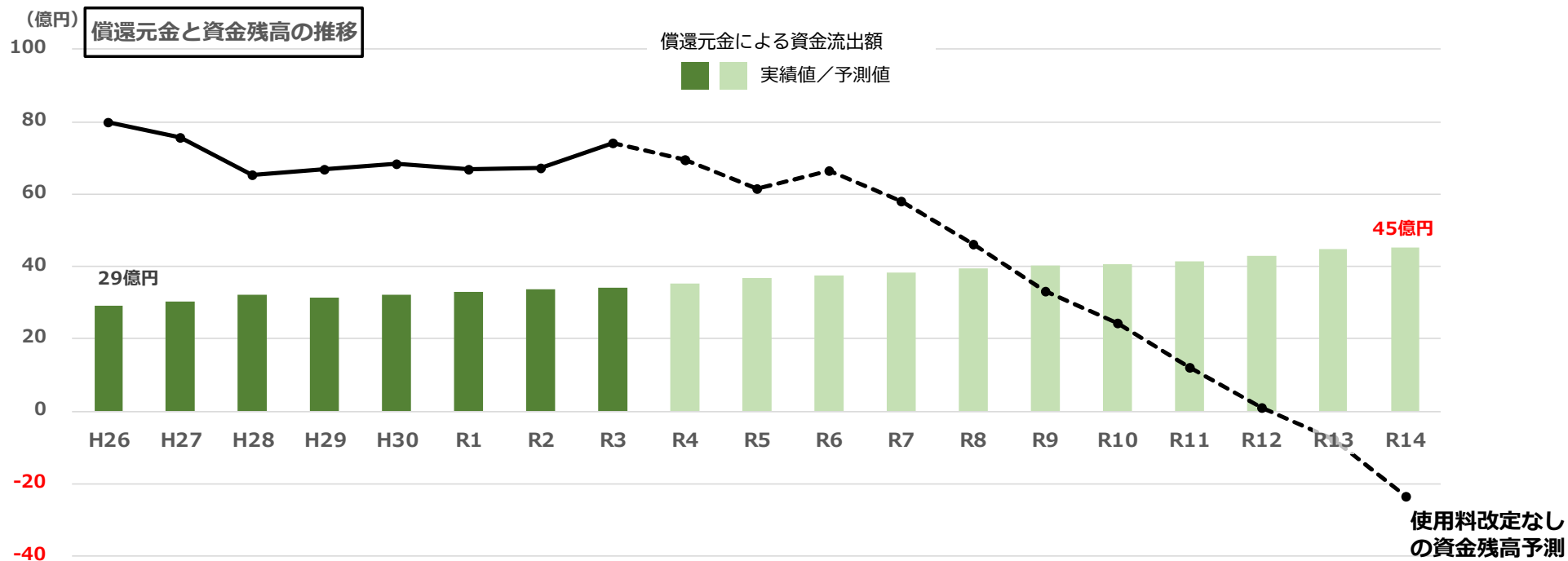
下水道使用料：令和5年4月1日時点
 使用料単価：令和3年度末時点（公営企業年鑑より）



使用料単価：下水道使用料による収益／有収水量

4. 下水道の経営状況(再掲)

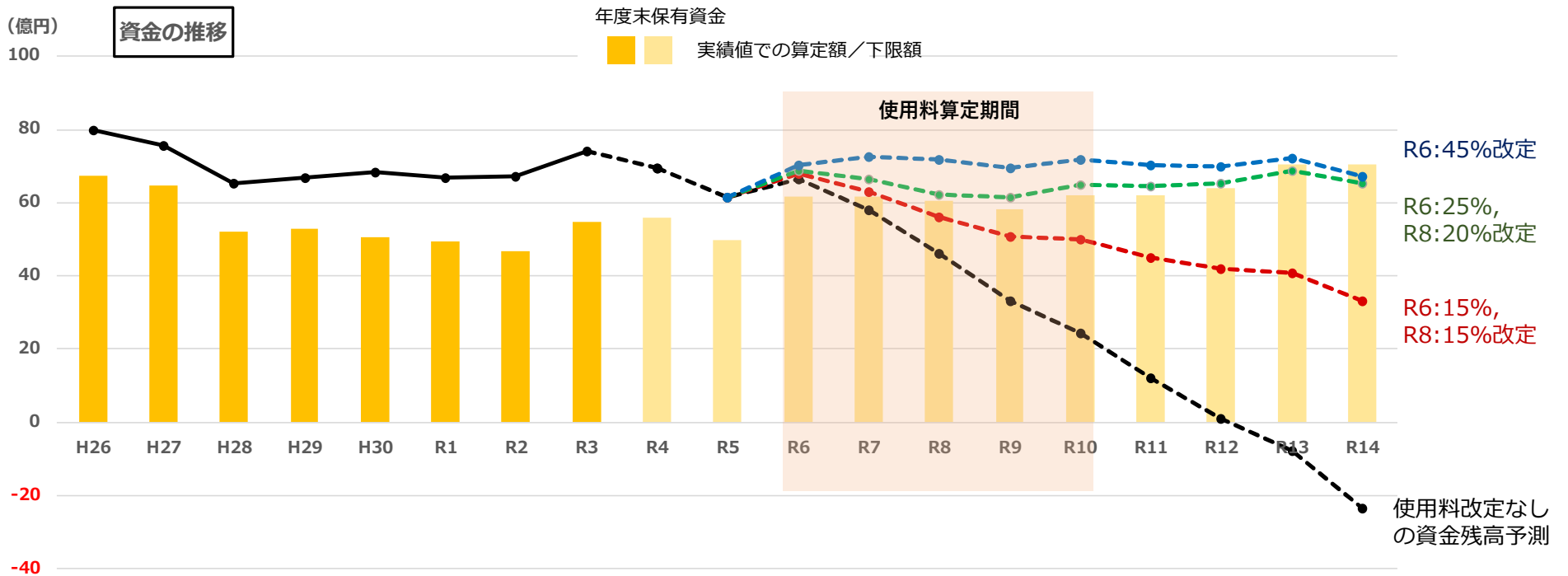
4-2. 今後の経営に大きく影響する要素(償還元金による資金不足)



償還元金の増加により資金の減少が続き、現状では**資金の枯渇**を見込んでいます。

4. 下水道の経営状況(再掲)

4-2. 今後の経営に大きく影響する要素(償還元金による資金不足)



R 6 : 4 5 %の改定またはR 6 : 2 5 % , R 8 : 2 0 %の改定により事業を継続するための資金確保が可能となります。

(年度末保有資金下限額 = 年度末の未払金 + 次年度の資本的収支不足額 (主に償還元金))

7. 下水道使用料の設定

7-1. 使用料算定の基本的な考え方

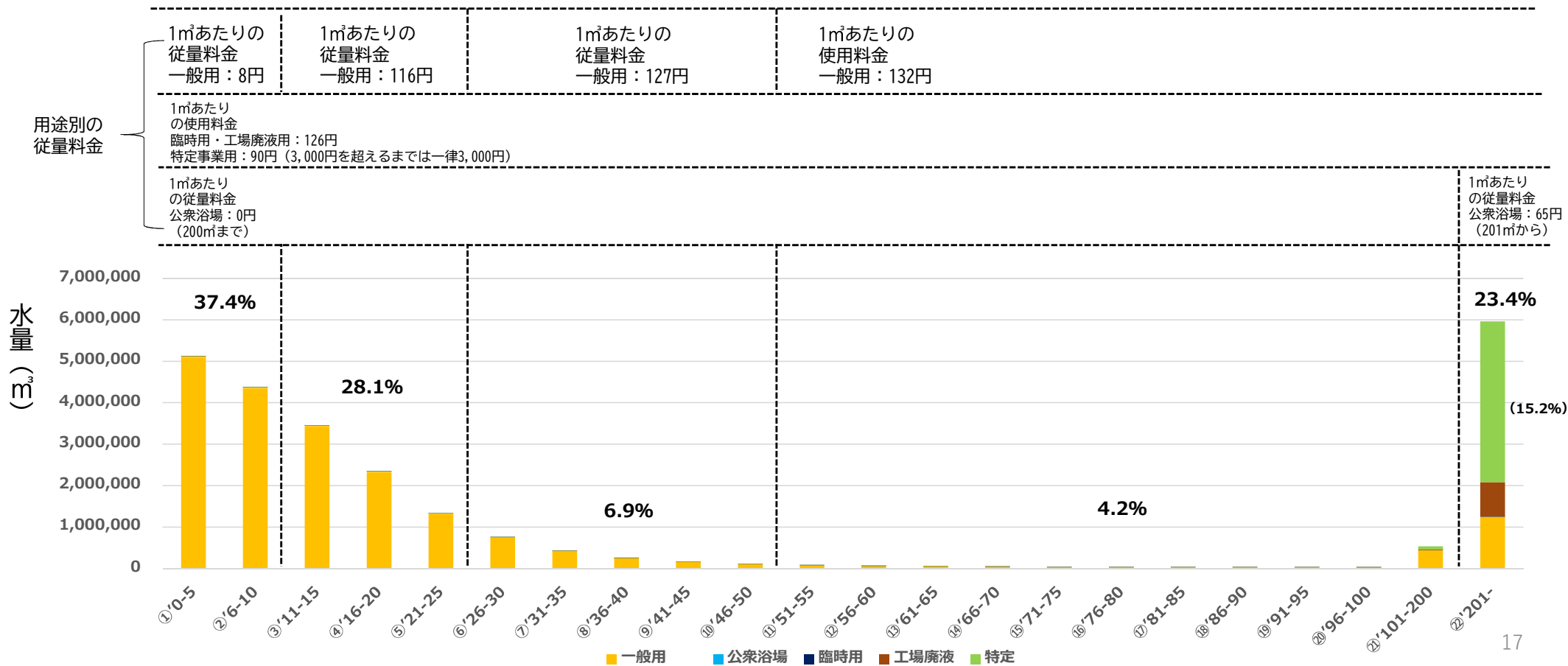
令和6年度から令和10年度までの5年間発生する費用

汚水処理にかかる費用	
使用料算定費用 (下水道使用料 で徴収すべき 費用) 210億1,108万円	需要家費 (下水道使用料の徴収にかかる費用：徴収業務の委託料など) 5億8,190万円
	固定費 (下水道の使用量にかかわらず発生する費用：人件費・施設の修繕費・減価償却費など) 152億8,156万円
	変動費 (下水道の使用量に関連して発生する費用：電力料などの動力費・処理のための薬品費・県流域下水道管理費負担金など) 51億4,762万円

7. 下水道使用料の設定

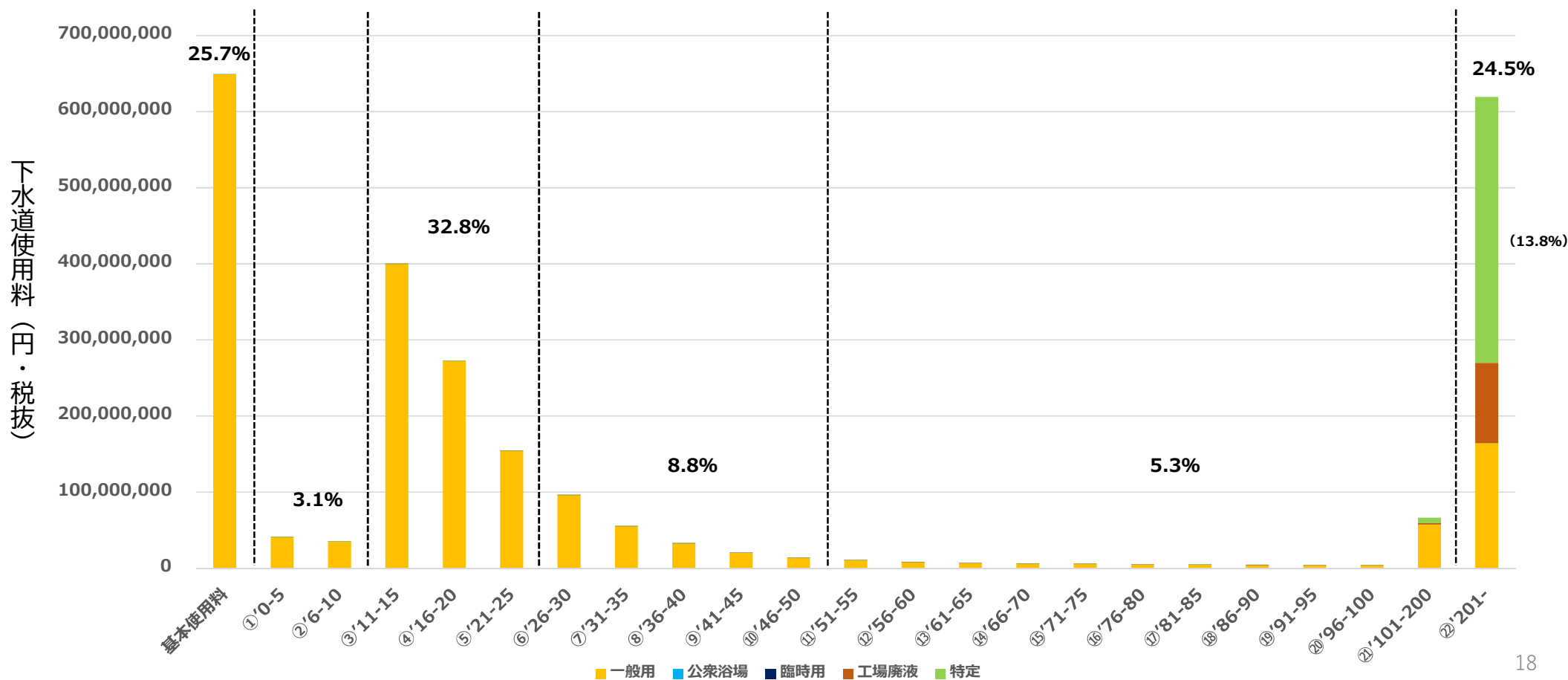
7-2. 下水道の使用状況(水量)

1か月あたりの使用水量帯別の集計 (令和3年度検針データより)



7. 下水道使用料の設定

7-2. 下水道の使用状況(使用料)



7. 下水道使用料の設定

7-3. 下水道使用料の改定パターン①

・一律の改定 R6：25%,R8：20% →1.25×1.2=1.5

●改定後の料金表

一般用	基本使用料		従量使用料（1立方メートルにつき 円）							
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
	596	(298) 894	8	(4) 12	116	(58) 174	127	(64) 191	132	(66) 198
公衆浴場用	基本使用料		従量使用料（1立方メートルにつき 円）							
	現行	改定後	～200		201～					
			現行	改定後	現行	改定後				
	6,067	(3,034) 9,101	0	(0) 0	65	(32) 97				
臨時用	基本使用料		従量使用料（1立方メートルにつき 円）							
	現行	改定後	現行	改定後						
	0	(0) 0	126	(63) 189						
工場廃液用	基本使用料		従量使用料（1立方メートルにつき 円）							
	現行	改定後	現行	改定後						
	0	(0) 0	126	(63) 189						
特定事業用	基本使用料		従量使用料（1立方メートルにつき 円）							
	現行	改定後	現行	改定後						
	0	(0) 0	90	(45) 135						

税抜き・円、（）内は改定額

●改定後の水道料金

税抜き・円、（）内は改定額

一般用 単身世帯（5㎡/月）		
現行		改定後
636	▶	(318) 954
一般用 1家族世帯（3人）（15㎡/月）		
現行		改定後
1,256	▶	(628) 1,884
一般用 2世帯など（50㎡/月）		
現行		改定後
5,591	▶	(2,808) 8,399
事業所用 一般区域・工場など（1000㎡/月）		
現行		改定後
126,000	▶	(63,000) 189,000
事業所用 一般区域・工場など（10000㎡/月）		
現行		改定後
1,260,000	▶	(630,000) 1,890,000
事業所用 特定区域・工場など（10000㎡/月）		
現行		改定後
900,000	▶	(450,000) 1,350,000

目標とする収益を
基本使用料で28.3%
従量使用料で71.7%
で賄う
(従量水量別)

0-10m ³	3.3%
11-25m ³	33.2%
26-50m ³	9.1%
51-200m ³	5.5%
201m ³ -	20.6%

7. 下水道使用料の設定

7-3. 下水道使用料の改定パターン②

・一般用
 基本使用料R6:25% R8:20%
 従量使用料R6:18円 R8:15円 定額

・公衆浴場R6:10% R8:5%
 ・工場廃液・臨時用R6:15% R8:10%
 ・特定事業用R6:25% R8:20%

●改定後の水道料金

税抜き・円、○内は改定額

一般用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)							
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
	596	(298) 894	8	(33) 41	116	(33) 149	127	(33) 160	132	(33) 165

公衆浴場用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)			
	現行	改定後	～200		201～	
			現行	改定後	現行	改定後
	6,067	(941) 7,008	0	(0) 0	65	(11) 76

臨時用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)	
	現行	改定後	現行	改定後
		0	(0) 0	126

工場廃液用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)	
	現行	改定後	現行	改定後
		0	(0) 0	126

特定事業用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)	
	現行	改定後	現行	改定後
		0	(0) 0	90

税抜き・円、○内は改定額

一般用 単身世帯 (5㎡/月)	現行	改定後
	636	(463) 1,099
一般用 1家族世帯 (3人) (15㎡/月)	現行	改定後
	1,256	(793) 2,049
一般用 2世帯など (50㎡/月)	現行	改定後
	5,591	(1,948) 7,539
事業所用 一般区域・工場など (1000㎡/月)	現行	改定後
	126,000	(34,000) 160,000
事業所用 一般区域・工場など (10000㎡/月)	現行	改定後
	1,260,000	(340,000) 1,600,000
事業所用 特定区域・工場など (10000㎡/月)	現行	改定後
	900,000	(450,000) 1,350,000

目標とする収益を
 基本使用料で28.3%
 従量使用料で71.7%
 で賄う
 (従量水量別)
 0-10m³ 9.5%
 11-25m³ 29.8%
 26-50m³ 8.0%
 51-200m³ 4.8%
 201m³- 19.6%

7. 下水道使用料の設定

7-3. 下水道使用料の改定パターン③

・一般用
基本使用料 R6:77% R8:41%

・公衆浴場R6:10% R8:5%
・工場廃液・臨時用R6:15% R8:10%
・特定事業用R6:25% R8:20%

●改定後の料金表

税抜き・円、()内は改定額

一般用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)							
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
	596	(892) 1,488	8	(0) 8	116	(0) 116	127	(0) 127	132	(0) 132
公衆浴場用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)							
	現行	改定後	～200		201～					
			現行	改定後	現行	改定後				
	6,067	(941) 7,008	0	(0) 0	65	(11) 76				
臨時用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)							
	現行	改定後	現行	改定後						
			126	(34) 160						
	0	(0) 0	126	(34) 160						
工場廃液用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)							
	現行	改定後	現行	改定後						
			126	(34) 160						
	0	(0) 0	126	(34) 160						
特定事業用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)							
	現行	改定後	現行	改定後						
			90	(45) 135						
	0	(0) 0	90	(45) 135						

●改定後の水道料金

税抜き・円、()内は改定額

一般用 単身世帯 (5㎡/月)	現行	改定後
	636	(892) 1,528
一般用 1家族世帯 (3人) (15㎡/月)	現行	改定後
	1,256	(892) 2,148
一般用 2世帯など (50㎡/月)	現行	改定後
	5,591	(892) 6,483
事業所用 一般区域・工場など (1000㎡/月)	現行	改定後
	126,000	(34,000) 160,000
事業所用 一般区域・工場など (10000㎡/月)	現行	改定後
	1,260,000	(340,000) 1,600,000
事業所用 特定区域・工場など (10000㎡/月)	現行	改定後
	900,000	(450,000) 1,350,000

目標とする収益を
基本使用料で42.8%
従量使用料で57.2%
で賄う
(従量水量別)

0-10m ³	2.5%
11-25m ³	24.9%
26-50m ³	6.8%
51-200m ³	4.2%
201m ³ -	18.8%

7. 下水道使用料の設定

7-3. 下水道使用料の改定パターン④

・一般用
従量使用料 R6:26円 R8:24円 定額

・公衆浴場R6:10% R8:5%
・工場廃液・臨時用R6:15% R8:10%
・特定事業用R6:25% R8:20%

●改定後の料金表

●改定後の水道料金

税抜き・円、()内は改定額

一般用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)							
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
	596	(0) 596	8	(50) 58	116	(50) 166	127	(50) 177	132	(50) 182

公衆浴場用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)			
	現行	改定後	～200		201～	
			現行	改定後	現行	改定後
	6,067	(941) 7,008	0	(0) 0	65	(11) 76

臨時用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)	
	現行	改定後	現行	改定後
		0	(0) 0	126

工場廃液用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)	
	現行	改定後	現行	改定後
		0	(0) 0	126

特定事業用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)	
	現行	改定後	現行	改定後
		0	(0) 0	90

税抜き・円、()内は改定額

一般用 単身世帯 (5 m ³ /月)		
現行		改定後
636	▶	(250) 886
一般用 1家族世帯 (3人) (15 m ³ /月)		
現行		改定後
1,256	▶	(750) 2,006
一般用 2世帯など (50 m ³ /月)		
現行		改定後
5,591	▶	(2,500) 8,091
事業所用 一般区域・工場など (1000 m ³ /月)		
現行		改定後
126,000	▶	(34,000) 160,000
事業所用 一般区域・工場など (10000 m ³ /月)		
現行		改定後
1,260,000	▶	(340,000) 1,600,000
事業所用 特定区域・工場など (10000 m ³ /月)		
現行		改定後
900,000	▶	(450,000) 1,350,000

目標とする収益を
基本使用料で21.2%
従量使用料で78.8%
で賄う
(従量水量別)

0-10m ³	12.9%
11-25m ³	32.1%
26-50m ³	8.6%
51-200m ³	5.2%
201m ³ -	20.0%